

第1章 住宅マスタープランの背景と目的

第1章では、住宅マスタープランの策定の背景や目的・位置づけ等を示します。



市街地と大阪市の遠景

1. 計画策定の背景と目的

「住生活基本計画」とは、住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、平成 18(2006)年 6 月に公布された住生活の安定の確保及び向上を促進することを目的とした「住生活基本法」に位置づけられています。

同法に基づき、国では平成 28 (2016) 年 3 月に「住生活基本計画 (全国計画)」、大阪府では平成 28 (2016) 年 12 月に「住まうビジョン・大阪」が新たに策定されました。

市町村における住生活基本計画の策定義務はないものの、本市においては、住生活基本法の基本理念や住生活基本計画 (全国計画) や大阪府の計画を踏まえ、より地域の特性に応じたきめ細やかな施策の検討・実現のため策定し、住宅政策を進めてきました。

前計画の計画期間が令和 2 (2020) 年度までであること、少子高齢化の更なる進行や空家の社会問題化、地球規模で進む環境破壊等、住まい・まちづくりに関する住宅政策上の課題や市民ニーズが多様化していることから、これらの状況の変化に対応するため、新たな「八尾市住宅マスタープラン (住生活基本計画)」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第 6 次八尾市総合計画」を上位計画とする、本市の住宅政策に関する基本計画です。

国の「住生活基本計画 (全国計画)」や大阪府の「住まうビジョン・大阪」との整合を図りつつ、「八尾市人口ビジョン・総合戦略」や「八尾市都市計画マスタープラン」をはじめとした関連計画と連携・整合を図っていきます。

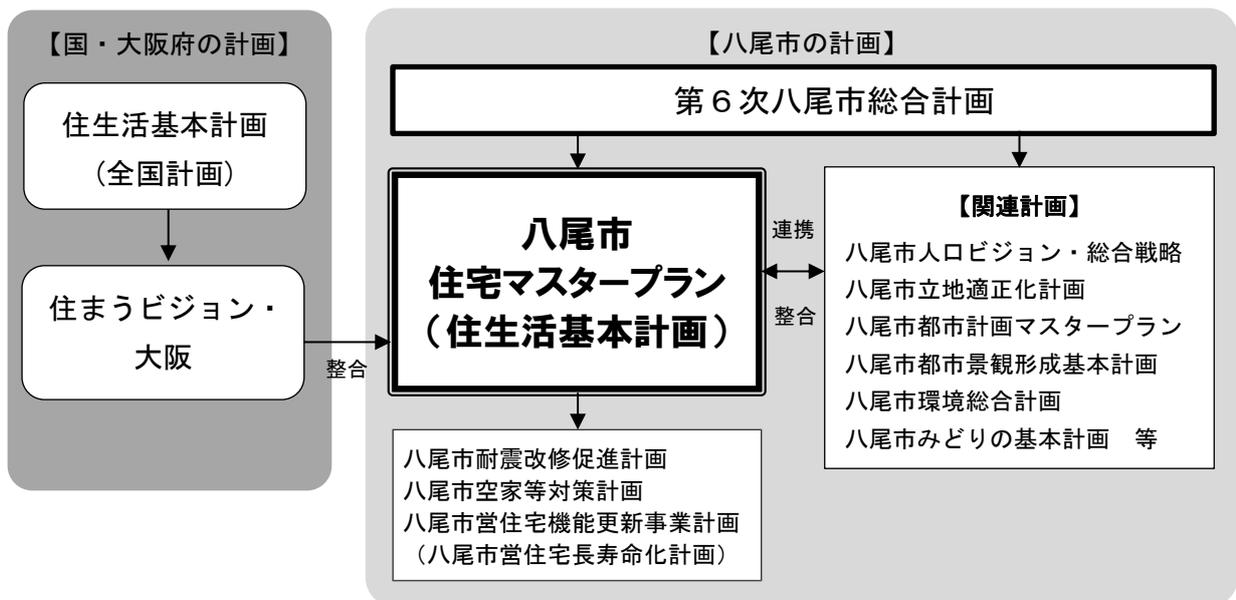


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度の10年間とします。

なお、本市の住宅・住環境の状況の変化や上位関連計画の策定・見直し、住生活基本法の改正や国の住生活基本計画の見直し等により、計画の見直しが必要となった場合には、適宜、本計画の見直しを行うこととします。



